

有価物売却費がある場合の最低制限価格の取扱い

1 対象

有価物売却費（設計上、控除項目として計上されるものを指す。）を直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費に計上せず、別に積算した建設工事の案件を対象とする。

2 取扱い

（計算式）

直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68
－有価物売却費

上記計算式の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

ただし、その額が予定価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては9.2/10を乗じて得た額とし、予定価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては7.5/10を乗じて得た額とする。

なお、特別な事情があるときは7.5/10から9.2/10の範囲で適宜設定する場合がある。

3 適用日

令和4年10月1日以降に公告又は指名通知する案件から適用する。